

高圧ガス保安法 申請・問合せ窓口

事業所所在地	申請・問合せ窓口	所在地	電話番号（直通）
横浜市及び川崎市のコンビナート地域（図1）、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	消防保安課 （高圧ガス・コンビナートグループ）	横浜市中区日本大通 1	【コンビ則】 045-210-3479 【一般・液石・冷凍則】 045-210-3489
横浜市のコンビナート地域外（図1）	横浜市消防局予防部保安課	横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9	045-334-6407
川崎市のコンビナート地域外（図1）	川崎市消防局予防部危険物課	川崎市川崎区南町 20-7	044-223-2758
相模原市	相模原市消防局危険物保安課	相模原市中央区中央 2-2-15	042-751-9137
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部環境保全課	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部環境保全課	平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-9248
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部環境保全課	小田原市荻窪 350-1	0465-32-8906

※注釈

コンビ則：コンビナート等保安規則

一般則：一般高圧ガス保安規則

液石則：液化石油ガス保安規則

冷凍則：冷凍保安規則

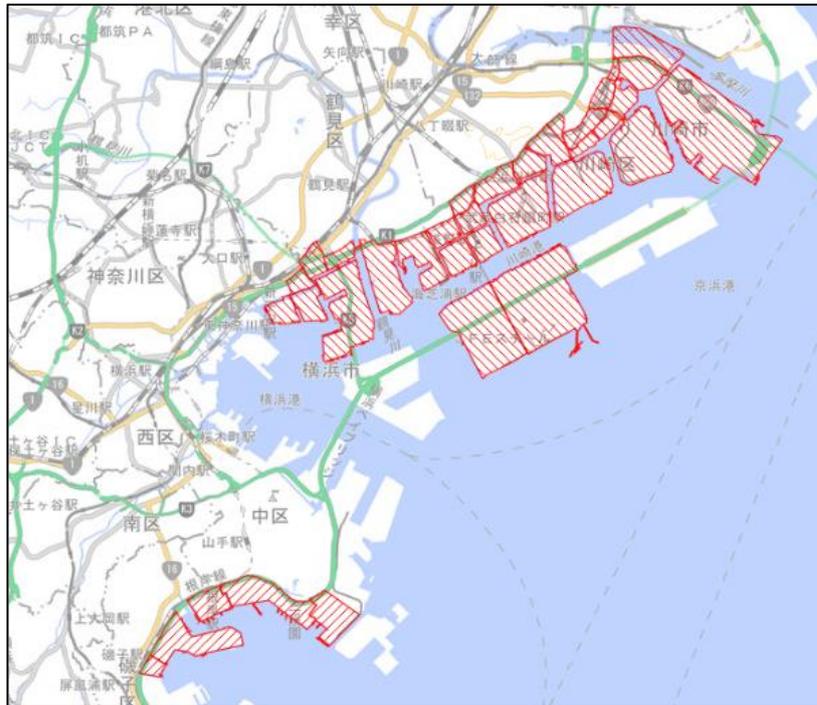


図1 コンビナート地域の範囲（赤色部分）

※ 上の地図は、一部の境界線が正確に示されていません。判断に当たっては必ず表1を参照し、正確な地番と境界線を確認してください。

表1 コンビナート地域に該当する地域（コンビナート等保安規則別表第1の地域）

<p>川崎市川崎区（浮島町、殿町三丁目、小島町、田町三丁目（神奈川臨海鉄道株式会社浮島線以南の区域に限る。）、千鳥町、塩浜三丁目（日本貨物鉄道株式会社川崎貨物駅以南の区域に限る。）、塩浜四丁目（日本貨物鉄道株式会社川崎貨物駅以南の区域に限る。）、夜光一丁目から夜光三丁目まで、水江町、池上新町三丁目（首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。）、池上町（首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。）、扇町、浅野町、南渡田町、大川町、白石町、田辺新田及び扇島（川崎市と横浜市との境界線以東の区域に限る。）の区域に限る。）</p> <p>横浜市鶴見区（安善町（東日本旅客鉄道株式会社鶴見線以南の区域に限る。）、扇島（川崎市と横浜市との境界線以西の区域に限る。）、末広町、大黒町、生麦一丁目及び生麦二丁目の区域に限る。）</p> <p>横浜市神奈川区（宝町、恵比須町及び守屋町四丁目（首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。）の区域に限る。）</p> <p>横浜市中区（豊浦町及び千鳥町の区域に限る。）</p> <p>横浜市磯子区（鳳町、新磯子町及び新森町の区域に限る。）</p>
--